

免許等取得促進助成事業について

会員が従業員に各種免許等を取得させる場合、助成を行います。

助成を希望する場合は、必ず**取得前に協会へご相談下さい。**

※4～7月中の諸手続きについて、事前に協会に相談があった場合は7月29日までの事後申請を認めます。

助成対象	令和4年4月1日から令和5年2月28日の間に免許等の取得に要した費用 ※令和5年2月28日までに交付申請から免許等取得まで完了することが必要です。
申請期間	令和4年7月1日（金）～令和5年1月31日（火）（交付申請書提出期限）
助成金額	<p>以下の金額を上限として、要した費用のうち会員が負担した費用の2分の1の額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大型自動車運転免許を取得する場合：15万円 ○中型自動車運転免許又はけん引自動車運転免許を取得する場合：10万円 ○準中型自動車運転免許を取得する場合：新規4万円、限定解除2万5千円 ○フォークリフト運転技能講習を受講する場合：31時間・35時間講習 1万円 11時間・15時間講習 5千円 <p>助成の対象となる免許等取得の方法は（以下、準中型免許取得に係る助成を除く）、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①教習所を卒業して免許を取得 ②教習所に通わず直接運転免許試験場で取得 ③技能講習実施機関にてフォークリフト運転技能講習修了証受領 となります。 <p>※ただし、自動車運転免許取得に係る本助成を受けるには協会が指定する安全運転研修を別途受講しなければいけません。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 教習所：道路交通法第99条により公安委員会から指定された自動車教習所 * 指定研修：協会が実施する運転者研修（お問合せ下さい） * 免許取得と指定研修受講の時期は、その前後は問いません。 <p>※準中型免許取得に係る助成については、別途お問合せ下さい。</p> <p>※同一従業員に対する助成回数は、1回までとします。</p> <p>2種類の自動車運転免許を同時に取得する場合は、上限額の多い方の額が適用されます。（合算額ではありません）</p> <p>※自動車運転免許取得にかかる費用とは、教習所に入学し免許を取得する場合は、教習受講料及びテキスト代等の教習費用（宿泊費、食事費等は対象外）となります。ただし、2回目以降の検定料と補習料金は除きます。</p> <p>直接、運転免許試験場で免許を取得する場合は、試験手数料（何度受験しても可。車両使用料は対象外）となります。</p> <p>※フォークリフト運転技能講習にかかる費用とは、技能講習実施機関へ申込みし受講後修了証を受領した場合の受講料金となります。</p> <p>※助成対象費用は、令和4年度内に支払ったもの（領収書日付が令和4年4月以降）に限ります。</p>
申請方法	必ず事前に協会へ助成適用の可否及び申請の流れ、申請様式等につきましてお問合せ下さい。
注意点	<ol style="list-style-type: none"> ①免許等取得費用は会員事業者が負担することが必要です。 ②人材育成の観点から、制度により免許を取得した従業員の方が免許取得2年後に退職等により在籍されていない場合は助成金を返還して頂きます。

令和4年度免許等取得促進助成事業実施要領

令和4年3月28日
公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 事業の趣旨

平成19年6月2日より改正施行された道路交通法において中型免許制度が新設されたことにより、中型・大型・けん引免許取得ドライバーの確保、若手ドライバーの雇用機会の減少、免許取得費用の増大といった問題が懸念されている。また、フォークリフトの活用による荷役作業の効率化は労災事故防止及び人材確保の観点から必要とされている。公益社団法人長崎県トラック協会(以下「協会」という)は、会員事業所(以下「会員」という)が従業員に必要な免許等を取得させた場合、要した費用の一部を助成し、会員の細分化した免許制度への対応及び人材育成への取組みを支援する。

2. 予算

9,510千円

3. 助成対象

教習所を卒業して免許を取得した場合や教習所に通わず直接運転免許試験場で取得した場合助成を行う。ただし、本助成を受けるには協会指定のドライバー研修を別途受講しなければならない。

*教習所：道路交通法第99条により公安委員会から指定された自動車教習所

*指定研修：協会が開催する貨物自動車ドライバー等安全運転研修

*免許取得と指定研修受講の時期は、その前後は問いません。

*技能講習実施機関でフォークリフト運転技能講習修了証受領の場合助成を行う。

4. 助成交付額

助成金の額は、大型自動車運転免許は150,000円、中型自動車運転免許及びけん引自動車運転免許は100,000円、フォークリフト運転技能講習は、31時間・35時間講習10,000円、11時間・15時間講習5,000円を上限に取得にかかる費用のうち会員が負担した費用の2分の1を助成する。なお、準中型免許取得にかかる助成については、全日本トラック協会の定めによるものとする。

*会費の滞納がないことを要件とする。

*同一従業員に対する助成回数は、自動車運転免許、フォークリフト運転技能講習各1回までとする。

2種類の免許を同時に取得する場合は、上限額の多い方の額を適用する(合算額ではない)。

*免許取得にかかる費用とは、教習所に入学し免許を取得する場合は、教習受講料及びテキスト代等の教習費用(宿泊費、食事費等は対象外)とする。ただし、2回目以降の検定料と補習料金は除く。

直接、運転免許試験場で免許を取得する場合は、試験手数料(何度受験しても可。車両使用料は対象外)とする。

*含める事ができる費用は、令和4年度内に支払ったもの(領収書日付が令和4年4月以降)に限る。

*助成の対象となった免許取得者が取得後2年以内に退職した場合は、助成金の返納を求めます。

(※自動車運転免許のみ)

5. 実施期間

*令和4年4月1日～令和5年2月28日

*交付申請については1月31日までを、実績報告については2月28日までを期限とする。

*上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了する場合がある。

*但し、予算枠内で追加公募する場合がある。

6. 交付要綱

免許等取得促進助成金交付要綱を別に定める。

免許等取得助成金交付要綱

平成22年5月10日制定
令和4年3月28日最終改正
公益社団法人長崎県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人長崎県トラック協会(以下「協会」という)の会員事業者(以下「会員」という)がドライバー育成対策の一環として行う、従業員の免許等取得を支援するための助成金(以下「助成金」という)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号にところによる。

- (1) 「大型自動車運転免許」とは、車両総重量11トン以上又は最大積載量6.5トン以上等の自動車(大型自動車)を運転できる免許である。
- (2) 「中型自動車運転免許」とは、車両総重量7.5トン以上11トン未満又は最大積載量4.5トン以上6.5トン未満等の自動車を運転できる免許である。
- (3) 「準中型自動車運転免許」とは、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満又は最大積載量2トン以上4.5トン未満等の自動車を運転できる免許である。
- (4) 「けん引自動車運転免許」とは、750kg以上の被けん引車をけん引する場合に必要な免許である。
- (5) 「協会指定の研修」とは、長崎県トラック協会が開催する運転者向け研修とする。
- (6) 「フォークリフト運転技能講習」とは、技能講習を修了すれば最大荷重1トン以上のフォークリフトを操作する資格が取得できる講習である。
- (7) 「技能講習実施機関」とは、労働局へ技能講習登録を行っている実施機関とする。

(助成対象)

第3条 当該年度の4月1日から翌年2月末日の間に、前条(1)、(2)、(4)、(6)に掲げる免許等のいずれかを取得し別に定める助成要件を満たす従業員が在籍する会員を対象とする。

なお、助成対象となる免許取得者は、免許取得後2年以内に当該会員を退職しないことを同意した者に限る。また、同一従業員に対する助成回数は、1回のみとする。

- 2 ただし、会費の滞納がないことを要件とする。
- 3 前条(3)の掲げる免許に係る助成は、全ト協の定めによるものとする。

(助成金の金額及び上限額)

第4条 1人あたりの助成金額は、以下の金額を上限として、上記第2条(1)、(2)、(4)、(6)の対象免許等のいずれかを所得するにあたって要した費用のうち会員が負担した費用の2分の1の額とする。

免許種別	1人あたり助成上限額
大型自動車運転免許	150,000円
中型自動車運転免許	100,000円
けん引自動車運転免許	100,000円
フォークリフト運転技能講習	31時間・35時間 10,000円
	11時間・15時間 5,000円

- 2 会員1者あたりの上限について、別に定めるものとする。

3 第2条(3)の掲げる免許に係る助成は、全ト協の定めによるものとする。

(助成対象費用)

第5条 助成対象費用は、教習、講習受講料及びテキスト代等の教習、講習費用又は試験手数料とする。

2 第2条(3)の掲げる免許に係る助成は、全ト協の定めによるものとする。

(助成申請受付期間)

第6条 助成の申請受付期間は、実施要領で定める。

(助成金交付申請)

第7条 会員が本助成金の交付を受けようとするときは、以下に掲げる書類を協会へ提出する。

(免許等所得前)

- ①助成制度事前申請書(様式1)
- ②誓約書及び在籍証明書(様式2)
- ③運転免許証の写し
- ④健康保険証等、従業員として雇用されていることが確認できる公の書類(写)(※フォークリフトのみ)
- ⑤その他協会が必要と定めるもの

(免許等取得後)

- ①助成金請求書(様式4)
- ②免許等取得に関する証明(運転免許証、修了証の写し)
- ③教習、講習機関等への費用支払領収書の写しなど支払いを証明できるもの
- ④協会指定研修の修了証の写し等受講が証明できるもの(※自動車運転免許のみ)
- ⑤その他協会が必要と定めるもの

(免許取得後2年経過時)(※自動車運転免許のみ)

- ①在籍証明書(様式5)
- ②その他協会が必要と定めるもの

2 第2条(3)の掲げる免許に係る助成は、全ト協の定めによるものとする。

(助成金の交付決定通知)

第8条 協会は、会員からの助成金請求書及びその他必要な書類を受け付け、助成対象に適合すると認めた時は、交付決定通知書により会員に通知する。

(助成金の返納)

第9条 協会は会員の交付申請が正常なものでないことが判明した場合及び助成の対象となった免許取得者が取得後2年以内に退職した場合は、助成金の返納を求めるものとする。(※自動車運転免許のみ)

2 第2条(3)の掲げる免許に係る助成は、全ト協の定めによるものとする。

(報告の義務)

第10条 助成金の交付を受ける会員は、協会が必要と認めた場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)(平成22年5月10日)

第1条 この要綱は平成22年5月10日から適用する。

—省略—

(附則)(令和4年3月28日)

第1条 この要綱は令和4年4月1日から適用する。

免許等取得促進助成金事前申請書

公益社団法人 長崎県トラック協会 長 殿

助成金交付要綱に基づき、助成金の交付について以下のとおり申請します。

申込者 (申請事業者)	会社名称				
	代表者の 役職・氏名	(印)			
	会社住所	〒 -			
	担当者名	TEL : FAX :			
免許等 取得予定者	ふりがな 氏 名			生年月日 昭和・平成 年 月 日 (才)	
	所属営業所	現在の職種 運転職・事務職・作業職・その他 ()			
	取得予定の免許等種別	準中型 (新規・限定解除) ・ 中型 ・ 大型 ・ けん引 ・ フォークリフト			
	取得方法	運転免許	<input type="checkbox"/> 運転免許試験場 <input type="checkbox"/> 公安委員会指定教習所 (教習所名 :)		
		フォークリフト	<input type="checkbox"/> 技能講習実施機関名 ()		
指定研修会受講 <small>※運転免許取得の場合のみ</small>	年 月 日 ~ 日 受講 : 済 ・ 予定				

※添付書類 : ①誓約書及び在籍証明書 (様式2) ※運転免許取得の場合のみ ②取得予定者の運転免許証の写し
③健康保険証等、従業員として雇用されていることが確認できる公の書類 (写) ※フォークリフトのみ

(以下、協会受付印がある場合のみ有効)

申込者 殿

本助成金の交付申請について、以下のとおり通知致します。

- 交付決定 (令和 年 月 日付)
※本助成金の交付を受けるには、免許取得後に実績報告書の提出が必要です。
- 不交付決定 (令和 年 月 日付)

R4免取第 号

公益社団法人 長崎県トラック協会 (担当 :)

(様式2)

令和 年 月 日

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

免許等取得助成制度誓約書及び在籍証明書

住 所

会社名

代表者

印

当社は、公益社団法人長崎県トラック協会の免許等取得助成制度に基づき助成を受けた当社従業員が免許取得の日から2年間を経過しないうちに退職した場合、及び提出した書類内容に虚偽の事実が判明した場合は、免許等取得助成金交付要綱第9条に基づきその者に係る助成金の全額を返還します。

また、本申請における下記免許取得予定者は当社に在職している貨物自動車運送事業の従事者であり、貨物自動車運送事業において必要な免許を取得するために本助成金申請を行っております。

記

1. 氏 名 :

2. 現 住 所 :

3. 生年月日 : 年 月 日

4. 入社年月日 : 年 月 日

5. 現在就いている職務内容 (例 : 運転者、作業員) :

以上

令和4年度免許等取得促進助成金実績報告書 (助成金交付請求書)

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

交付要綱及び実施要領に基づき、助成金の交付について以下のとおり請求します。

助成金請求額： _____ **円**

申請事業者

会社名称			
代表者の役職・氏名	(印)		
会社住所	〒 _____	TEL :	FAX :
助成金振込先 ※ 下記に☑してください <input type="checkbox"/> 事前登録口座への振込を希望します <input type="checkbox"/> 以下の口座への振込を希望します 銀行名： _____ 銀行・信金・信組 支店 (普通 ・ 当座) 口座番号： _____ フリガナ _____ 口座名義： _____			

免許等取得者名：			
承認番号	令和 年 月 日付	R4免取第	号
取得免許等	準中型 (新規 ・ 限定解除) ・ 中型 大型 ・ けん引 ・ フォークリフト	免許等取得日：	年 月 日
安全運転研修会受講日	年 月 日 ~ 日	※運転免許取得の場合のみ記入	

※添付書類：①取得者の運転免許証 (フォークリフトの場合は運転技能講習修了証) の写し ②会社名での領収書の写し
 ③安全運転研修会の修了証の写し(※運転免許取得の場合のみ)

(以下、協会受付印がある場合のみ有効)

申請者 殿

本助成金について、以下のとおり確定しましたので通知致します。

交付予定日：令和 年 月 日 ※助成額： _____ 円)

※交付対象となった免許取得者が、本助成金による免許取得の日から起算して2年を経過するまでの期間に申請時事業者を離職した場合、及び申請事業者が協会を脱退 (会員待遇停止、除名処分含む) した場合、助成金の全部を返還して頂きます。

令和 年 月 日

公益社団法人 長崎県トラック協会

R4免取第	号

決 裁	常勤理事	事務局	担当